

<p>和元年度第 3 回 公契約審議会</p> <p>令和 2 年 2 月 18 日（火）午後 3 時 30 分～午後 4 時 45 分</p> <p>東 41 会議室</p>	
出席委員	石原委員、河邊委員、河合委員、榊原委員、清水委員、長坂委員
事務局	黒釜財務部長、田中契約検査課長、加藤課長補佐、大山課長補佐、城田主査、加藤主任
契約検査課長 財務部長 会長 加藤課長補佐 会長 各委員 会長 加藤課長補佐 委員 委員 契約検査課長 委員	<p>開会宣言</p> <p>挨拶</p> <p>挨拶</p> <p>次第 1 「前回審議会の確認事項について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明（次第 1）</p> <p>質問・意見ありませんか。</p> <p>（意見なし）</p> <p>それでは次の議題に移らせていただきます。続いて、次第 2 「労働報酬下限額について（（1）工事請負契約）」事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明（次第 2（1））</p> <p>本来であれば、工事請負契約の労働報酬下限額については、設計労務単価に対する掛け率を現状以上に引き上げるべきではあるが、コロナウイルスの影響及や近年の設計労務単価の上昇を考慮すると、簡単には設計労務単価に対する掛け率の引き上げは実施できない。</p> <p>資料 2（1）イ「設計労務単価の推移」を見ると、すごい勢いで設計労務単価が上昇している。しかしながら、建設業界では、人材不足が解消されていない。人材不足の影響で、建設業界全体で施工能力のキャパシティが下がってきており、現在より公共工事が増えると対応できなくなる恐れがある。</p> <p>職種別で設計労務単価の推移を見ると、特殊作業員や、運転手（特殊）のような、人材を確保するのが困難な職種ほど、単価の伸び率が高いです。</p> <p>資料 2（1）ウ「愛知県設計労務単価の推移」を見ると、年によって設計労務単価の伸び率の上げ幅に違いがあることが分かる。例えば、平成 29 年の伸び率は平成 30 年と比較すると、どの職種でも平成 29 年の方が、伸び率が高く、同様に平成 30 年と令和元年の伸び率を比較すると令和元年の方が高いことが確認できます。</p>

委員	資料2(1)エ「アンケート結果と令和2年度労働報酬下限額との比較」で示されているとおり、設計労務単価に対する掛け率の引き上げを実施しても、実際に事業者が従業員に支払っている報酬の方が高いことから、事業者への影響は少ないといえる。ただ、長期的に考えると影響がでる恐れはある。
加藤課長補佐	一度引き上げた掛け率を、下げた自治体はあるのか。 実際に、掛け率の引き下げを実施した事例として、掛け率を90%から85%に引き下げた自治体があります。
委員	掛け率を上げたり、下げたりすることは、事業者の健全経営を害す恐れがあるが、その時の状況で掛け率を上げるか否かを検討しなければならない。
契約検査課長	経済情勢やアンケートの回答に基づき、労働者へ支払う報酬の状況によっては、掛け率のマイナス改定も考える必要が出てくるかもしれません。
委員	労働報酬下限額の算出において、設計労務単価に対する掛け率が91%である自治体は、国が示す最低制限価格よりも高い最低制限価格を設定しているのではないのでしょうか。
契約検査課長	その自治体の最低制限価格の算出基準を確認します。
委員	話は戻るが、設計労務単価に対する掛け率を77%から80%へ引き上げを実施した場合、事業者への影響はあるのか。
委員	実際には、豊橋市で定める労働報酬下限額よりも高い報酬を労働者へ支払っていると考えられるので、大きな影響はないと思います。
委員	設計労務単価が毎年上昇する中、設計労務単価に対する掛け率を77%から80%に引き上げることは、長期的に考えると不安がある。そこで、答申に「経済情勢により不合理な状況が認められる場合は、掛け率の引き下げを検討する」といった内容を加えると事業者の理解と安心が得られ、過去の経緯も記録として残るのではないか。
委員	審議会では毎回、社会情勢や設計労務単価、最低賃金の状況を踏まえ議論しており、上げる時は上げる、下げる時は下げると審議して、その都度、答申を出して行けばよいのではないか。
委員	答申に入れておくことは、記録に残すという意味でもいいのではないか。
会長	それでは、設計労務単価に対する掛け率を77%から80%に引き上げることと併せて、答申の付記に「経済情勢により不合理な状況が認められる場合は、掛け率の引き下げを検討する」といった内容を加えることでよろしいのでしょうか。

各委員	承認
会長	それでは次の議題に移らせていただきます。続いて、次第2「労働報酬下限額について（（2）工事請負以外の契約）」事務局より説明をお願いします。
加藤課長補佐 委員	説明（次第2（2）） 今後も引き続き最低賃金は上昇していき、全国平均で千円まで上昇すると考えられる。 今年度実施したアンケート結果において、5割の事業者は労働報酬下限額の引き上げに否定的であった。その結果を踏まえると、労働報酬下限額については、地域別最低賃金の額に15円の加算を維持したままでも、労働報酬下限額は上昇し、事業者にとっては負担になる可能性はある。 企業の健全経営を考えると、15円以上の引き上げは厳しいのではないかと。
委員	働き方改革の影響もあり、事業者は賃金以外にも、休日の確保方法、残業時間の管理など課題は増えており、不安を抱えている。事業者のことを考えると現状のままで良いのではないかと。
財務部長	現在、全ての業種において、人材確保が難しくなっている。そのことから最低賃金は引き続き上昇していくと考えられる。
契約検査課長	帝国データバンクの企業の意識調査からも、賃金改善をする理由の8割以上は、「労働力の定着・確保」となっており、ここからも人材確保が事業者にとって大きな課題であることがうかがえると思います。
委員	政府の方針としては、全国平均で、最低賃金を千円にすることを目標にしている。そのことから、地域別最低賃金の額に15円以上の加算は厳しいと思う。
会長	今年度実施したアンケート結果及び、今後も引き続き最低賃金の上昇が見込まれることから、労働報酬下限額については、現状を維持し、地域別最低賃金の額に15円を加算して算出した額ということによりよろしいでしょうか。
各委員	承認
会長	それでは次の議題に移らせていただきます。続いて、次第2「労働報酬下限額について（（3）工事における未熟練者・年金受給者）」事務局より説明をお願いします。

加藤課長補佐 委員	説明（次第２（３）） 今後数年において、現状の掛け率を維持した場合、工事における未熟練者・年金受給者の労働報酬下限額が、委託業務等に適用している労働報酬下限額を下回ることはないのか。
契約検査課長 委員	少なくとも２、３年は下回ることはないと思われます。 ただし書き部分「ただし、その額が委託業務等の労働報酬下限額に満たない場合は委託業務等の労働報酬下限額の額とする。」はそのまま残すのか。
加藤課長補佐 委員	そのとおりです。 未熟練者・年金受給者の労働報酬下限額は、他の職種とは異なる配慮が必要と考えている。他の職種は、労働報酬下限額が上昇すると、労働者にとって困ることはない。しかし、未熟練者・年金受給者の労働報酬下限額の上昇は、安い単価でも働きたい方の就業機会を阻害する可能性もあり、必ずしも未熟練者・年金受給者の待遇改善にならないことがある。 委託業務等に適用される労働報酬下限額を下回るようなことがなければ、現時点では改定する必要はないと考える。
会長	現状を維持し、工事請負契約の軽作業員に適用される労働報酬下限額に、現状の掛け率０．６７を乗じて算出した額でよろしいでしょうか。
各委員	承認
会長	それでは次の議題に移らせていただきます。続いて、次第３「特定公契約対象範囲の拡大について」事務局より説明をお願いします。
加藤課長補佐 委員	説明（次第３） 前回の審議で、公契約対象件数が突出して多い自治体について実効性の確保の検証方法について質問したが、どのような方法で検証をしているのか。
契約検査課長 委員	実効性の確保の検証は難しいとのことでした。 検証をしないと、実効性が確保されているか確認できない。それでは、特定公契約対象件数を増やしても労働環境の改善にはつながらないと思う。 ところで、豊橋市は、現地調査をする際は、事前に事業者にアポイントを取っているのか。
契約検査課長 委員	アポイントを取って現地調査を実施しております。 調査の結果、公契約条例の規定に違反していることが確認できた場合

契約検査課長	<p>はどのような措置を取っていくのか。</p> <p>是正措置を講じるよう指導し、それでも従わない場合は、その旨を公表し、指名停止の措置を講ずることとなります。</p>
委員	<p>特定公契約の対象範囲を拡大していくことは、世の中の期待でもあり対応していく必要はあると思う。ただし、十分な実効性が確保できる検証方法など合理的なサンプリング手段を今後、確立していく必要はある。とりあえず来年度については、アンケート結果においても約半数の事業者は特定公契約対象範囲を拡大する必要はないという結果も踏まえ、このままでよいのではないか。</p>
委員	<p>アンケートの結果を分析し、それを踏まえて、業種ごとの特定公契約の対象範囲を定めてもいいのではないか。</p>
委員	<p>現状のアンケートでは、特定公契約を請け負った業者のみの回答となるため対象を広げる必要があるのではないか。</p>
委員	<p>基本、アンケートは一つの情報入手手段として止めておく方がよい。当事者の意見も聴くということは大切だが、アンケートのみで判断すべきものではない。あくまで、条例で設置が定められている公契約審議会で調査・審議を経て定めるべきである。</p>
会長	<p>それでは、工事請負契約の特定公契約対象範囲については、現行どおり予定価格1億5千万円以上、また、工事請負以外の契約についても、現行通り予定価格1千万円以上でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>承認</p>
会長	<p>それでは次の議題に移らせていただきます。続いて、次第4「答申について」事務局より説明をお願いします。</p>
加藤課長補佐	<p>説明（次第4）</p>
委員	<p>先程、工事請負契約の労働報酬下限額について、答申の「4 付記」に「経済情勢により不合理な状況が認められる場合は、掛け率の引き下げを検討する」といった内容を加えると言ったが、答申の「3 審議内容」に加える方向で進めてもらいたい。</p>
委員	<p>会長の言うとおりに、答申の「3 審議内容」に加える方が良いと思う。ただ、答申に加えるに当たって、「掛け率の引き下げ」という文言ではなく「弾力的な見直しを行う。」などの文言にした方が良いのではないか。</p>
会長	<p>審議内容の修正については、事務局と会長、副会長に一任していただいてもよろしいでしょうか。</p>

各委員	<p>それでは、今回の審議会の内容を集約した新たな答申（案）が事務局から後日送られると思いますので、メール審議をいただきたいと思いをます。</p> <p>承認</p>
契約検査課長	<p>閉会宣言</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これにて本日の審議会を終了いたします。</p>